

# 守口市立八雲中学校PTA会則

## 第一章 名称

第一条 本会は守口市立八雲中学校PTAと称する。

## 第二章 目的

第二条 本会は左の諸項を目的とする。

- 一、会員相互の親睦をはかり、家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
- 二、家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主社会における国民の理解を深め、父母の教養の向上に努力する。
- 三、新しい民主的教育に対する理解を深め、これを推進する。
- 四、家庭と学校との関係を一層密にし、生徒の訓育について父母と教職員とが一致協力する。
- 五、父母と教職員と一般社会の協力を促進して、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- 六、学校の教育的環境の整備をはかる。
- 七、生徒の指導、保護ならびに福祉に関する法律の実施に努め、さらに新しい適正な法律をつくることに協力する。
- 八、適当な法律上の手段により、公立学校に対する公費による適正な支持を確保することに協力する。
- 九、その地域における社会教育の振興を助ける。
- 十、国際親善に努める。

## 第三章 方針

第三条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第四条 本会は非営利的、非宗派的、非政党的であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者を推薦することもできない。本会及び本会の役員はその名において営利的、宗教的、政党的その他本会以外の本来の事業にいかなる関係も持つてはならない。

第五条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第六条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

第七条 本会は校長、教職員及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の実務や、教職員の人事に干渉するものではない。

第八条 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に努力する。

第九条 本会は学校の財政的維持及び教職員の給与、ならびに生活費に関して直接責任を負うものではない。

第十条 本会の会員は、学校に在籍する生徒の父母または保護者（以下父母という）ならびに学校に勤務する教職員とし、規定の会費を納めた者とする。加入は任意であって、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第十一条 本会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

第十二条 会費は一か月二五〇円（一世帯）とする。会費は月ごとに納めることも、また一年分を一度に納めることもできる。会費の額は総会において無記名投票による多数決で総会の承認を得る。事業収入による資金獲得を決定する場合は、役員ならびに全委員協議の上で実施する。役員が外部に対し寄付金を求める場合は、役員ならびに全委員協議の上で決定する。

第十三条 本会の資産は第二章の目的達成のため以外に支出または使用してはならない。

第十四条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第十五条 本会の役員は次のとおりとする。

第十六条 本会の役員は次のとおりとする。

第十七条 本会の役員は次のとおりとする。

第十八条 本会の役員は次のとおりとする。

第十九条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十一条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十二条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十三条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十四条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十五条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十六条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十七条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十八条 本会の役員は次のとおりとする。

第二十九条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十一条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十二条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十三条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十四条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十五条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十六条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十七条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十八条 本会の役員は次のとおりとする。

第三十九条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十一条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十二条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十三条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十四条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十五条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十六条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十七条 本会の役員は次のとおりとする。

第四十八条 本会の役員は次のとおりとする。

## 第十九条

役員の任務は次のとおりである。

- 一、会長は本会を代表し、公務を統括する。総会及び実行委員会を招集し、なお各種委員会に出席し助言することができる。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長の不在の場合はその職務を代行する。
- 三、書記は総会ならびに各委員会の議事を正確に記録し、各種会合について通知する。
- 四、会計は本会のすべての金銭収入支出を正確に記録して総会のつど収支を報告し、年度末総会において会計監査を経て決算報告する。
- 五、会計監査は年二回会計を監査する。

## 第八章 総 会

### 第二十条

定期総会は年二回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

### 第二十一条

総会の定足数は会員の五分の一とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし委任状は認める。

### 第二十二条

実行委員会が必要と認めた場合、または全員の五分の一以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集する。

## 第九章 委員の選出、任期及び任務

### 第二十三条

本会に次の委員会を置き、委員の任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

#### 一、実行委員会

実行委員会は役員、各委員会の委員長及び校長・教頭によって構成される。本会の会の目的を達成するために企画し、かつ各委員会の立案する行事計画を審議検討する。

#### 二、学級委員会

学級委員は各学級ごとに父母の互選により二名選出する。学級委員は会員がよくその権利と義務を全うすることに努め、常に教職員と学級父母の連携を図り、教育の向上に努める。各学年ごとに学年委員長及び副委員長一名を選出し、委員会で報告する。

#### 三、地区委員会

地区委員は各地区ごとの父母の互選により三名選出されその中より地区委員長及び副委員長一名を選出する。地区委員は会員相互の親睦を図ると共に学校と地区との緊密な連絡に努め、かつ必要に応じて各種委員会の活動に協力する。

#### 四、保健体育委員会

保健体育委員は八雲地域の各地区ごとに一名、下島地域の各地区ごとに二名、それぞれ父母の互選により選出される。保健体育委員は、生徒ならびに父母の保健衛生及び体位向上に努める。なお全保健体育委員より委員長及び副委員長一名を選出し委員会で報告する。

#### 五、生活指導委員会

生活指導委員は八雲地域の各地区ごとに二名、下島地域の各地区ごとに一名、それぞれ父母の互選により選出され、校下の各地区ごとの生徒の校外生活に留意すると共に、生徒の校外生活の指導に努める。なお全生活指導委員より委員長及び副委員長一名を選出し委員会で報告する。

#### 六、成人教育委員会

成人教育委員は八雲地域の各地区ごとに二名、下島地域の各地区ごとに一名、それぞれ父母の互選により一名選出される。すべての父母が人間教育の会合に参加できるように努めると共に、地区社会に対しこの会の教育的な催しに参加できるように努める。なお全成人教育委員より委員長及び副委員長一名を選出し委員会で報告する。

#### 七、広報委員会

広報委員は八雲地域の各地区ごとに一名、下島地域の各地区ごとに二名、それぞれ父母の互選により選出される。広報委員は会員に対し、広報活動を行い地域社会ならびに関係団体との情報の交換に努める。なお全広報委員より委員長及び副委員長一名を選出し委員会で報告する。

#### 八、その他必要に応じて委員会を置くことができる。

## 第十章 改正

### 第二十四条

本会則は総会において、出席者の三分の二以上の賛成投票により改正することができる。

## 第十一章 個人情報の管理

### 第二十五条

本会は、第二章の目的の遂行に必要とされる個人情報の管理について、法令を遵守し、「守口市立八雲中学校PTA個人情報取扱規則」を別に定めて運用するものとする。

## 付 則

### 第一条

この規約の実施にあたって必要な細目は会長がこれを定める。

### 第二条

本会の本旨をまげない程度の会則は実行委員会で決めることができる。ただし変更事項は総会に報告すること。

### 第三条

この規約は昭和四十三年四月一日から実施する。

昭和四十六年四月十八日

第十二条、第二十三条の第二・三・四・五・六・七項、付則第二条の一部改正。

昭和四十七年三月二十三日

第十六条の第三項、第二十三条の本文一部改正。

昭和四十七年四月十八日

第二十三条の第一項一部改正。

昭和四十七年十月十一日

第十六条の第一項一部改正。

昭和五十年四月二十四日

一部改正。

昭和五十四年三月二十三日

一部修改正。

平成二年三月十五日

第十二条一部改正。

平成六年三月五日

第十九条第五項、第二十三条一部修改正。

平成七年三月四日

第十二条、第十六条の第三項一部改正。

平成二十六年三月六日

第十六条、第二・四項一部改正。

平成二十八年三月八日

第十五条、第十六条、第二十三条二・三・四・五・六・七 一部修改正

平成二十八年十一月十日

第二十三条、第三・四・五・六・七项 一部改正

平成三十年三月五日

第十二条、 一部改正

平成三十一年三月四日

第十条、第十一章 第二十五条 一部改正